建　設　業　許　可　通　知　書

石建指第３０００１号指令
－1546

商号・名称　　北海道共伸特機（株）

代　表　者　　佐藤　仁志

令和３年１１月２９日申請の一般建設業の許可については、建設業法第３条第１項の規定により、次のとおり許可します。

なお、平成２９年５月２６日付北海道知事許可(般－２９)石第１７５９５号、
令和２年５月７日付北海道知事許可(般－２)石第１７５９５号は、
この許可をもってその効力を失ったので、念のため申し添えます。

令和３年１２月２０日

北海道知事　鈴木　直道

記

許　可　番　号　　北海道知事許可（般－３）石　第１７５９５号

許可の有効期間　　令和４年１月１７日から令和９年１月１６日まで

建設業の種類

とび・土工工事業　　管工事業
機械器具設置工事業

注）許可の更新申請を行う場合の書類提出期限；令和８年１２月１７日
（この日が北海道の休日に該当する場合は、直後の開庁日）

石建指第37-6 号達

所　在　地　　札幌市東区丘珠町307
商号・名称　　北海道共伸特機（株）
代　表　者　　佐藤　仁志

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項第５号の規定により、次のとおり建設業の許可を取消します。

令和6年11月27日

北海道知事　鈴木　直道

取消す建設業の許可
許　可　番　号　北海道知事許可（般-3）石第17595号
許 可 年 月 日　令和4年1月17日
建 設 業 の 種 類　とび・土工工事業

教示
1　この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、北海道知事に審査請求をすることができます。
2　この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日（前項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して７年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

（石狩振興局産業振興部建設指導課指導審査係）